

電気自動車等の点検・整備業務に係わる特別教育  
(労働安全衛生 低圧電気取扱い特別教育)

電気自動車等の高電圧回路に関わる点検・整備を行う者には労働安全衛生法第59条並びに労働安全衛生規則第36条により「低圧電気取扱いについての特別教育」の受講が義務付けられています。

つきましては、下記日程で講習を計画しますので、受講希望者は申込書に必要事項をご記入の上、お申込下さい。(FAX可)

なお、この講習の修了時に山口県自動車整備商工組合名で、特別教育受講修了証を授与いたします。

また、前年度の10月より、法令改正にて14時間以上から7時間以上の特別教育時間となっております。

記

開催日 令和2年5月20日(水)  
9:00~17:00

実施要領

講習内容(学科・実技)
低圧の電気に関する基礎知識 低圧の電気装置に関する基礎知識 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 自動車の整備作業の方法 関係法令 確認テスト

研修場所 山口県自動車整備研修センター(山口市宝町604番地)  
対象 会員事業場  
募集人員 25名  
費用 5,000円(税込み)  
申込み方法 下記申込書によりお申込下さい(FAX可)  
締め切り 4月24日(金)

電気自動車等の点検・整備業務に係わる特別教育 申込書		
(フリガナ) 受講希望者氏名	( )	生年月日
		昭和・平成 年 月 日生
(認証番号) 所属事業場名	( ____Y - ____ )	
<TEL・FAX番号>	TEL	
	FAX	

複数受講申込みの場合は、申込書用紙をコピーし、ご使用下さい。  
希望者が少数の場合は、中止することがあります。中止の場合は、締め切り後にご連絡致します。

(お問い合わせ先) 自動車整備研修センター 教育課 野上・玉重  
山口市宝町604番地 TEL083-928-8282 / FAX924-8001